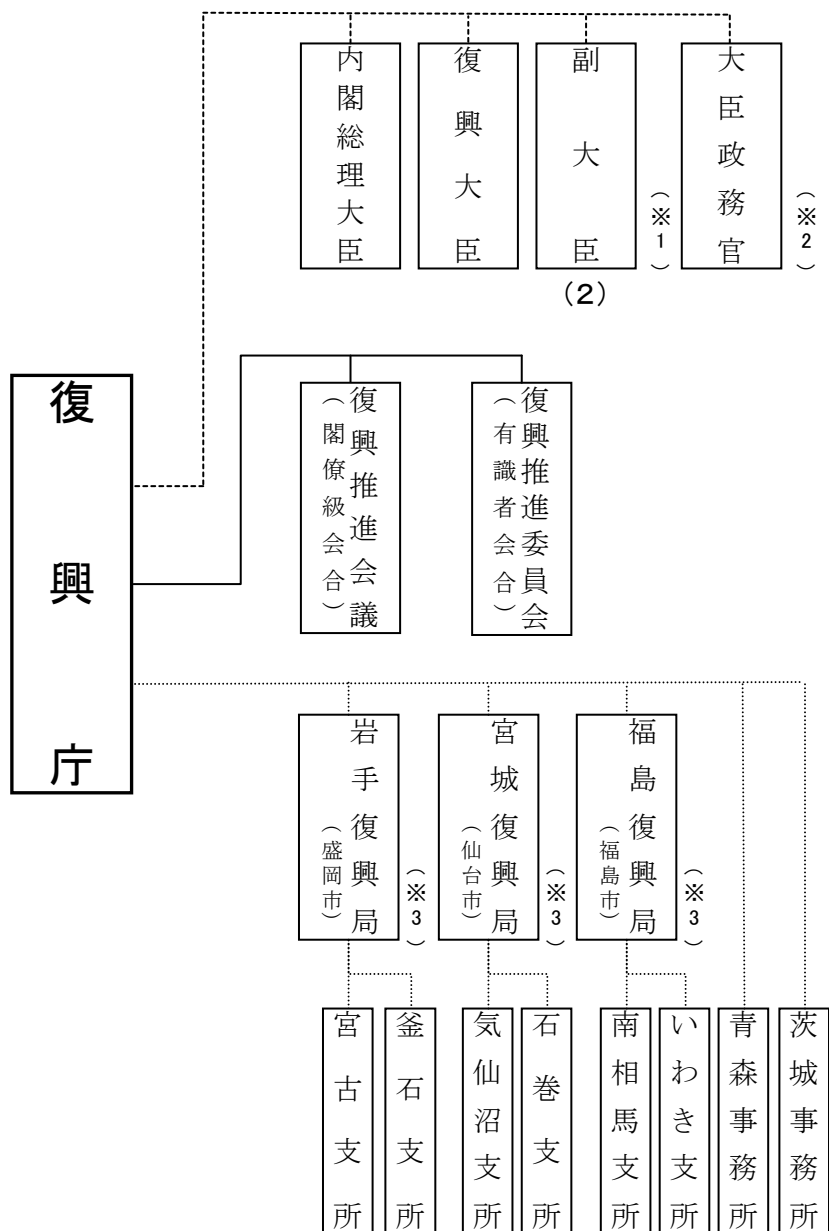


図では、法律又は政令によって設置された組織体又は職を記載しています。
 カッコ書きは、人数を示しています。



※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
 ※2 復興庁に大臣政務官をおくことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
 ※3 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。